

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

平成30年11月13日

香美市監査委員 岡本 明弘
 " 岩崎 昭雄
 " 小松 紀夫

記

1 監査の対象

会計課・総務課・繁藤出張所・選挙管理委員会・監査委員事務局

2 監査の実施日

平成30年11月12日、13日

3 監査の方法

監査にあたっては、監査対象課の契約事務を中心に関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、関係職員等からの説明を受けた。

4 監査結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

以上